

# 第 220 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 9 号

令和 4 年 9 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 9 号をもって、令和 4 年 9 月 12 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 220 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 4 年 9 月 12 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫	6番 安田 治
7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔	9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司
11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂
15番 中山 峰雄			

## 4. 欠席委員

1 番 海東 功      5 番 塚本 勝男

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄    局長補佐 関川 信政    主任 青山 哲士

## 6. 議事録署名委員

3 番 鈴木 良道      6 番 安田 治

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第25号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第26号 農地法第4条第1項第8条の規定による市街化区域内の農地転用届について  
報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- ⑤ 議案審議について  
議案第59号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第61号 現況証明願の交付決定について  
議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について  
議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について  
議案第65号 かすみがうら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の様式変更について
- ⑥ 決議について  
決議第2号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

午後 2 時 53 分閉会

<p>事務局長</p>	<p>只今から、令和4年度第220回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、会議規則第4条による欠席届が1番海東委員、5番塚本委員より提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(諸般の報告朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 鈴木 良道委員、6番 安田 功 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第25号から28号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>





議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番から6番について、譲受人が同一で近接した案件ですので一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番から6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号8番から10番について、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一で、隣接した案件ですので一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番から10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号8番から10番、は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第59号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
12番 廣原委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●地内の●●●●から約200m西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約500m北西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p>



12番 廣原委員	<p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。          なお、自己住宅の許可基準は500㎡ですが、周辺の耕作者から、42㎡の残地が残っても利用希望しない旨の同意書があるため、要件を満たすものとなります。          転用による周辺農地への影響はないと判断しました。          許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。          番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。          (議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。          番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。          (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。          番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。          (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。          番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

議長	<p>す。  (賛成者挙手)  全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  す。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  す。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  す。  (賛成者挙手)  全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>

4 番 宮本委員	貸人の●●●さんは無償で貸すということですが、借人とはどのような関係なの でしょうか。
事務局	持分10ぶんの9の●●●●●さんが、貸人と親子関係でございます。
4 番 宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり 許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第61号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件についても事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
11 番 谷中委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約1km南西に位置する畑2筆になります。 こちらは、20年以上前から住宅敷地として利用していた経緯があり、現在に至っ ていることから、証明しても問題ないと判断しました。
議長	以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。  只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
4番 宮本委員	願出人は●●●●の方ですが、ここには誰か住んでいるのですか。
事務局	住基上では、願出人の家族の方が登録されております。
4番 宮本委員	分かりました。
6番 安田委員	宅地ということですが、元々は、●●●番地が宅地という認識でよろしいか。
事務局	その通りでございます。
6番 安田委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	「議案第61号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第63号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第63号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。

議長	ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第65号 かすみがうら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の様式変更について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第65号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、「議案第65号 かすみがうら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の様式変更について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、決議第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程します。 提案理由の説明を 9番 井坂会長代理 お願いします。
9番 井坂会長代理	提案理由の説明を行う。

議長	提案理由の説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。
2番 西崎委員	不祥事とは、どのような事だったのですか。
事務局	令和元年に奈良県の方の農業委員会におきまして、農地転用に係る不正事件が発生したことから、全国農業会議所から各農業委員会において、毎年、法令遵守の決議をすることとなった次第でございます。
2番 西崎委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 決議第2号 について 原案のとおり 決議することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、決議第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」は、原案のとおり 決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 （意見等無し）
議長	来月の総会は、10月11日（火）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、栗山千勝 委員、塚本茂 委員、廣原孝 委員です。 日時は、10月3日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局から、何かありますか。
事務局	1. 新年会の取扱について 2. 各種証明手続きのオンライン化、押印廃止の進捗状況について
議長	事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等、何かありましたらお願いします。 （意見、質問等なし）

議長	それでは、以上を持ちまして、第220回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局長	起立、礼、お疲れさまでした。



かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_